



基本方針

I. 発生抑制

1 事業系食品ロスの削減に係る目標について

- ・ 事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに5割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに6割減とする目標を新たに設定。
- ・ 食品ロスの発生の可能性の押し付け合いにつながりかねないことなどを考慮に入れ、サプライチェーン全体の目標とする。

2 食品関連事業者の食品ロス削減の取組促進について

食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずる。（**省令改正**）

- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供しよう努めること。
- ・ 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- ・ 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- ・ 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

3 食品関連事業者の取組の開示強化について

- ・ 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めることとする。（省令改正）
- ・ 国民にとってわかりやすい情報発信とするため、食品関連事業者の発生抑制等の取組を適正に評価する仕組みを検討。
- ・ 検討に当たっては、取り扱っている食品の特性等により発生抑制や再生利用の実施しやすさが事業者ごとに異なる点に留意し、優良事業者の公表を基本的な方策とする。



基本方針

Ⅱ 再生利用等

1 再生利用等の実施率に係る目標について

- ・ 2029年度までの新たな目標を設定。食品製造業は95%、食品卸売業75%、食品小売業は65%、外食産業は50%とする。

2 再生利用等の推進施策について

食品関連事業者、特に直近の実績と2024年度目標の差が大きい食品卸売業及び外食産業の取組を推進するため、以下の取組を推進。

- ・ 食品循環資源は地域で循環されることが適していることから、再生利用等促進に当たっては、地方公共団体の役割が重要であるため、優良事例等の情報等を地方公共団体に提供することを通じ、関係者との連携を促進する。（自治体支援）
- ・ 特に年間の食品廃棄物等の発生量が100t未満の事業者の再生利用等実施率が低いことから、事業者の意識向上のため、食品リサイクルに関する情報発信を強化する。（情報発信）
- ・ 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、登録再生利用事業者制度の活用を促進する。（リサイクル事業者の確保）
- ・ 地方公共団体、食品関連事業者、再生利用時御者等との連携による食品廃棄ゼロエリアの創出等を通じた先進的取組の構築・横展開を行う。（関係者の連携強化）
- ・ 特に、再生利用等の取組が進んでいない外食産業においては、再生利用等の促進のため、優良事例の研究や食品循環資源の再生利用の意義、外食の発生抑制に係る取組事例等を内容とするマニュアルの普及や関係者との連携強化等を行う。（外食産業の取組）等

食品リサイクル法省令の改正概要（令和7年3月施行等）



判断基準省令

発生の抑制に関する事項の改正

- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を、必要な食品を十分に入手することができない者に提供しよう努めること。
- ・ 賞味期限の表示方法について、年月表示等による工夫を行うよう努めること。
- ・ 食品の特性に応じて製造又は加工の日から賞味期限までの期間を延長するよう努めること。
- ・ 食品の販売を行う食品関連事業者については、納品期限を緩和する及び発注を早期に行う等、取引先の食品関連事業者における食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置を講ずるよう努めること。

情報の提供

- ・ 食品関連事業者は、未利用食品の提供量等の情報を有価証券報告書、統合報告書やインターネットの利用その他の方法により提供しよう努めることとする。

定期報告省令

報告書様式等の改正

- ・ 判断基準省令の改正に伴い、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の遵守状況のうち、食品廃棄物等の発生の抑制に関する取組の判断の基準となるべき事項を変更。
- ・ 未利用食品等まだ食べることができる食品を提供する活動のために提供した当該食品の量を記載するよう様式を変更。



事業系食品ロス量(2023 年度推計値)を公表



～食品ロス量は 464 万トン、事業系では 231 万トンまで削減～

農林水産省は、食品ロス削減の取組を一層促進するために、食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量の推計を行い、消費者庁、環境省とともに公表しています。

2023 年度の食品ロス量は 464 万トン(前年度比▲8 万トン)、このうち事業系食品ロス量は 231 万トン(前年度比▲5 万トン)となり、2000 年度比で 58 パーセント削減しました。

きれいに完食するだけで喜んでくれる人がいます。
Finishing your meal makes someone happy.

「ありがとう」の気持ちを込めて 食べ残しをゼロに。
Zero leftovers with gratitude of ARIGATO.



1. 事業系食品ロス量(2023 年度推計値)

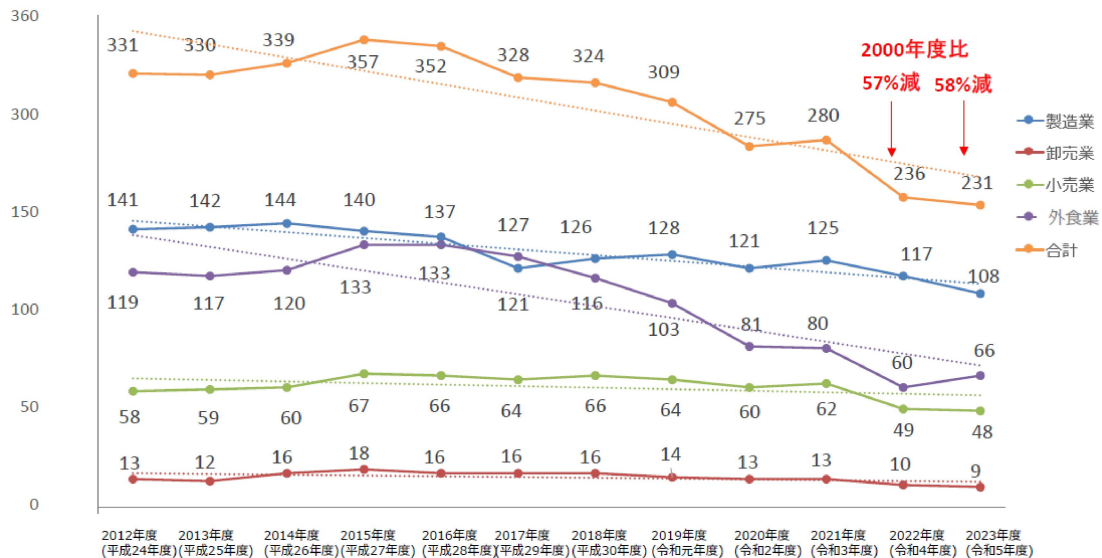
2023 年度の食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は 231 万トンとなり、2000 年度比で 58 パーセント削減しました。

※ 農林水産省は、2025 年 3 月に公表した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)の基本方針において、食品関連事業者から発生する事業系食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに 60 パーセント削減させる目標を新たに設定しました。

これまでの事業系食品ロス量の推移は以下のとおりです。

事業系食品ロス量推計値の推移

(単位：万トン)



農林水産省では、事業系食品ロスの削減に向けて食品業界における需要予測の精緻化といった DX の推進をはじめ、新たな技術・仕組みの導入、「3 分の 1 ルール」といった納品期限の緩和や賞味期限の延長、フードバンクや子供食堂への寄附など、引き続き、関係省庁とも連携し、消費者の理解を得ながら食品関連事業者とともに、より一層の食品ロス削減のための取組を進めてまいります。

2. 参考

○ 「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品です。

2015 年 9 月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」で定められている「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals : SDGs) のターゲットの 1 つに、2030 年までに小売・消費レベルにおける



世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることが盛り込まれました。

○ 各省の関係ページ

- ・ 消費者庁公表ページ

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/042653/> 【外部リンク】

- ・ 環境省公表ページ

https://www.env.go.jp/press/press_00002.html 【外部リンク】

- ・ 農林水産省ホームページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/index.html



お問合せ先

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室食品ロス削減・リサイクル班

担当：速見、大嶋、堀井

代表：03-3502-8111（内線 4319）

ダイヤルイン：03-6744-2066

大臣メッセージ

賞味期限内食品はすべて消費者に

- 1 政府備蓄米の販売に、早急にご対応いただき、改めて御礼申し上げます。
- 2 随意契約による政府備蓄米の売渡し等を進めている中、
期限内食品を消費者に売り切っていくこと、
それでも発生する期限内食品を、
生活困窮者に寄附していくことを
是非お願いしたいと思います。
これらは、いずれも食品ロスの削減に貢献するものです。
- 3 今、少しでも手頃にお米を買いたいというのは、消費者の切実な思いではないかと思います。
そうした中で、
おにぎりや弁当で、依然廃棄が数多く出るのは、
世の中にも受け入れられがたく、是非、
「サプライチェーンを通じて米飯類の廃棄を最小限にする」、
また、
「期限内食品は、すべて消費者に届ける」
との思いを共有して、
一緒に取り組んでいくことをお願い申し上げます。

令和7年6月13日

農林水産大臣

小永進次郎